

# 公共工事における中間前金払制度の取扱いについて

平成20年9月10日施行

平成23年4月1日改正 平成23年4月25日改正 平成31年4月1日 令和2年4月1日  
令和3年1月4日改正 令和8年4月1日改正

## 1 中間前金払の対象工事

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第62条第3項に定める工事（工事一件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事）とする。

なお、債務負担行為（継続費も含む。）に係る工事については、年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象に支出するものとする。

## 2 中間前金払の要件

中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出することができる。

- (1) 当初の前払金が支出済であること。
- (2) 工期が2分の1（債務負担行為や継続費にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為や継続費にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為や継続費にあつては、年割額の2分の1）以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること。）

## 3 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、当初支出した前払金の額と合計して請負代金額の10分の6を超えないものとする。

## 4 中間前金払と部分払の取扱い

- (1) 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択を行うものとする。（契約締結時に「中間前金払と部分払の選択について」（様式第1号）を受注者に提出させる。）
- (2) 部分払を当初に選択した場合でも、その後に中間前金払の請求に変更を申し出ることができる。また、中間前金払を当初に選択した場合でも、その後に部分払の請求に変更を申し出ることができる。
- (3) 既に中間前金払又は部分払を行った場合は変更することができない。ただし、中間前金払を選択した後、天候の不良等受注者の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される工事についてはこの限りでない。
- (4) 債務負担行為（継続費も含む。）に係る工事については、当初中間前金払を選択した場合であっても、部分払を請求することができるものとする。

## 5 入札時の手続き

一般競争入札における公告文、又は指名競争入札における指名通知に中間前金払及び部分払をする場合には、「支払条件」又は「契約の特定条件」にその旨を記載する。

また、別紙1（様式第1号を含む）のお知らせを電子入札システムにより配布する。

## 6 契約時の手続き

受注者の選択（様式第1号）に応じて、契約書及び契約約款について、以下のとおり記載する。

### (1) 受注者が中間前金払を選択した場合

ア 契約書の「6 前払金」の欄には、当初実施予定の前払金の額を記載するとともに、中間前払金の額について二段書き「（中間前払金 ○○○円）」と記載する。

イ 単年度契約の場合は、契約書の「7 部分払の請求回数」の欄を削除し、「8 その他特定条件」の欄には「第38条の規定は適用しない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。」と記載する。（契約約款の第38条の規定は削除しないように注意すること。）

ウ 契約約款第35条及び第36条は（B）を使用する。

### (2) 受注者が部分払を選択した場合

ア 契約書の「8 その他特定条件」の欄には「この契約においては中間前金払は行わない。」と記載する。

イ 契約約款第35条及び第36条は（A）を使用する。

## 7 契約途中で中間前金払又は部分払の選択を変更する場合

(1) 受注者が中間前金払又は部分払の選択変更を申し出たい場合は、中間前金払・部分払の変更申請書（様式第5号）を提出させる。

(2) 受注者から中間前金払又は部分払の選択変更の申し出があった場合は、発注者は速やかに契約変更を行うこと。

## 8 出来高の認定方法

(1) 受注者から中間前金払の支払いを受けたい旨の申し出があったときは、認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）を添えて発注者に提出させる。

(2) 認定に係る確認は当該工事契約に係る決裁権者が指定した者（当該工事の監督員とすることができる。）が行い、認定は当該工事契約の発注課所長が行うものとする。

(3) 受注者から認定請求書が提出されたときは、次の要件をすべて満たしているかを受注者から提出された「認定請求書」、「工事履行報告書」及び工程表、写真等の書面に基づき確認するものとし、原則として現地確認は行わないものとする。

ア 当初の前払金が支出済であること。

イ 工期の2分の1（債務負担行為や継続費にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。

ウ 工程表により工期の2分の1（債務負担行為や継続費にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

エ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為や継続費にあつては、年割額の2分の1）以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること。）

(4) 出来高の認定においては、次に掲げる事項に基づき確認を行うものとする。

ア 工事現場に搬入された検査済の工事材料があるときは、その額を認定資料の出来高に加算することができる。

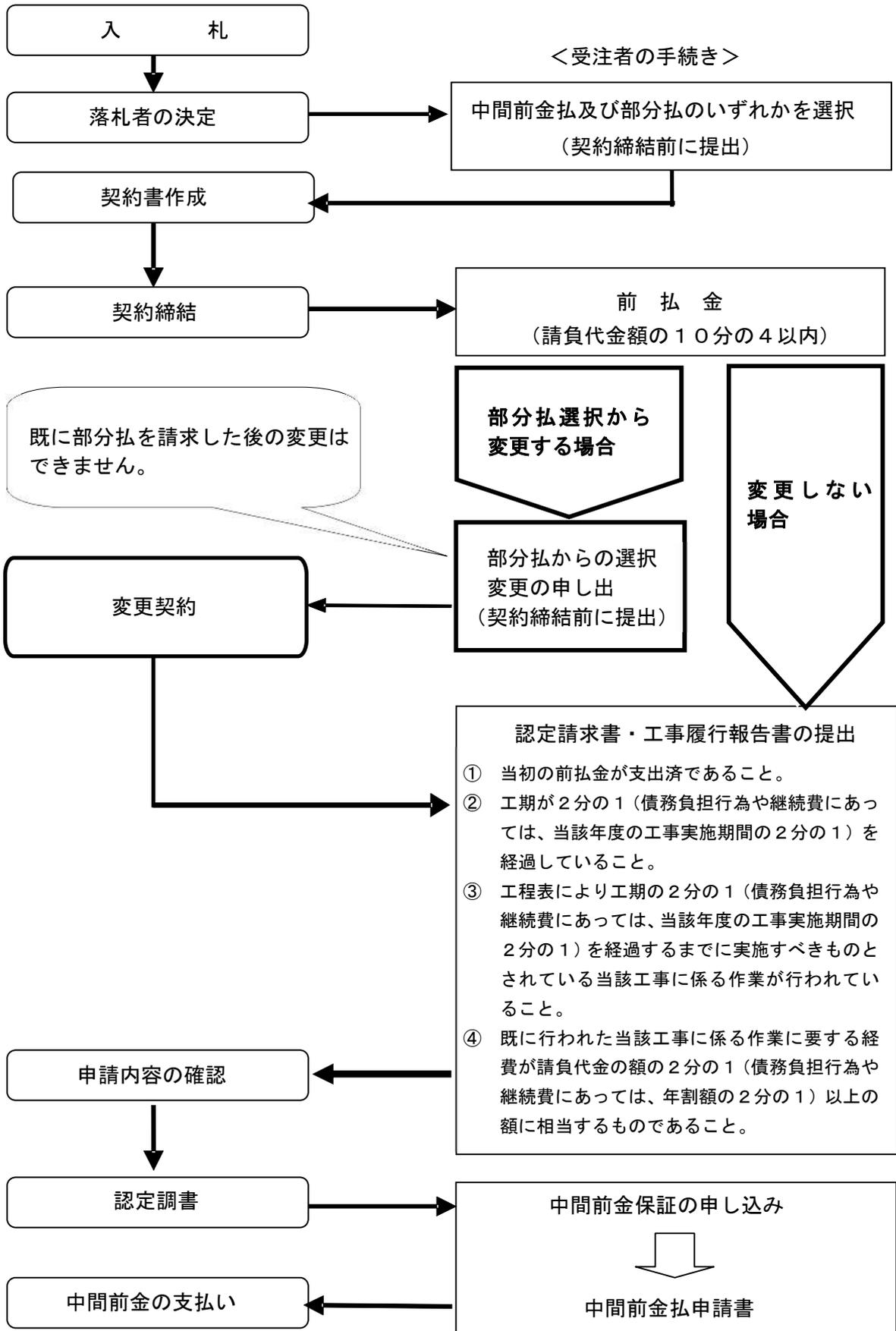
イ 製造工場等に検査済の工場製品があるときは、その額を認定資料の出来高に加算することができる。

ウ 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定資料の出来高に加算することができる。

(5) 認定については、調査結果が妥当と認められる場合は、認定調書（様式第4号）を作成

して、受注者に交付するものとし、受注者から認定請求書が提出された日から7日以内に交付しなければならない。

中間前金払の手続き



様式第1号

令和 年 月 日

(あて先)  
発注者

住所  
受注者  
氏名

中間前金払と部分払の選択について

下記の工事については、

中 間 前 金 払
部 分 払

 を選択します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額 円

3 契約年月日 令和 年 月 日

4 工 期 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

- 注) 1 契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。  
2 契約締結後に当初の選択を変更することは可能です。ただし、既に中間前金払又は部分払を行った後の変更はできません。

様式第2号

認 定 請 求 書

令和 年 月 日

(あて先)  
発注者

受注者名

現場代理人

埼玉県建設工事標準請負契約約款第35条第3項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求  
します。

記

契 約 日 令和 年 月 日

工 事 名

工 期 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

工 事 場 所

請負代金額 金 円

## 工事履行報告書

工 事 名			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 ( 月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
(記載欄)			

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。  
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。  
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第4号

認 定 調 書

令和 第 年 月 日  
号

様

発注者 ,

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

様式第5号

## 中間前金払・部分払の変更申請書

令和 年 月 日

(あて先)  
発注者

受注者名

現場代理人

下記の工事について（ 中間前金払 ・ 部分払 ）の変更を申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要 該当項目に○をつけてください	1 中間前金払から部分払に変更します。 2 部分払から中間前金払に変更します。